

～きらりと光るまち～

第2次男女共同参画プラン



平成25年3月

日 野 町

●基本構想

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の性格と位置づけ
- 2 計画の期間
- 3 計画策定の方法
- 4 計画の評価

第3章 日野町の現状と課題(住民意識調査より)

- 1 女性の人権
- 2 男女がともにいきいきと輝きながら暮らせるまちづくり
- 3 少子・高齢社会
- 4 女性の就労・労働

日野町版体系図

●基本計画

基本目標1 すべての人の人権が尊重されるまちづくり

- 1 自分らしく生きるための意識改革
- 2 学習機会の提供
- 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標2 あらゆる場面に参画できるまちづくり

- 1 政策・方針決定への男女共同参画
- 2 男女共同参画の視点に立った社会通念の確立
- 3 家庭・地域における男女共同参画の促進

基本目標3 安心して働けるまちづくり

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 農林業・自営業における女性の参画促進

基本構想

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年に鳥取県においても鳥取県男女共同参画条例が公布されるなど、さまざまな法制度が整備されてきています。結果、法律や制度上での人権保障としての男女平等は大きく前進したといえるでしょう。

しかし現実はどうでしょうか。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や地域の慣習などが生活の中に深く浸透しています。女性の人間としての尊厳や基本的人権を侵害し、自立を妨げているばかりでなく、男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上で障害になっているのではないのでしょうか。

「少子・高齢社会の進展」「景気の長期低迷」「地域社会での結びつきの希薄化」など、私たちをとりまく課題に立ち向かうために、従来の固定的性別役割分担を基盤とする社会構造を改め、女性も男性も一人ひとりがその個性と能力をあらゆる機会に発揮できる、男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

男女共同参画社会に向けた取り組みと推進のために、日野町の実態に即した目標や内容、さらには方法についての体系だった行動の指針が必要です。そこで国や県の示す理念や目標を参考にしながら、住民意識、風土や伝統・文化などを把握し、日野町の住民にとって分かりやすく、受け入れやすい「第2次日野町男女共同参画推進プラン」を策定します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の性格と位置づけ

プランは、「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画（国）」、「鳥取県男女共同参画推進条例」、「第3次鳥取県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、「日野町まちづくりビジョン～きらりと光るまち～」実現の部門計画と位置づけます。

2 計画の期間

この計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする、

5か年の計画とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画策定の方法

この計画策定にあたっては、「日野町まちづくりビジョン」の日野町の目指す姿「まちを愛し、豊かな心に灯をともし生きがいのあるまちづくり」の中の「誰もが尊重されるまちづくりの形成」を実践し、また、次のとおり町民の意見・意向を反映しました。

○策定段階における住民意識調査を実施

○町民が参画した「日野町男女共同参画プラン策定委員会」の設置

4 計画の評価

この計画は「男女共同参画社会」を実現するという大きな目標を達成するための具体的な計画です。目的達成のため随時検証を行う必要があります。

そこで、この計画を実施するにあたり、評価委員会を設置し、毎年計画の実施・進捗状況について評価及び検討を行います。

第3章 日野町の現状と課題(住民意識調査より)

1 女性の人権

現在の日野町の産業構造は、第一次産業 18.3%、第二次産業 22.7%、第三次産業 59.0%（平成22年国勢調査）となっていますが、古くは農業を中心産業として発展してきました。そのため、「家意識」に基づいた社会通念・習慣が今なお色濃く残っています。地域社会に関わることなど対外的な役割は男性、家事や育児など家庭のことは女性が担うといった性別役割分担意識が強いことが、住民意識調査からもうかがえます。

「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について、「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた人が、男性は32.0%、女性は29.4%となり、「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた人が、男性は26.7%、女性は24.5%となっています。また、「どちらともいえない」と答えた人が男女合わせて44.1%であったことから、現実には「男性も女性も状況に応じて外で働いたり、家庭を守ったりする」という考え方に移行しつつあるといえます。

しかし、実際に家庭での役割を見てみると、「食事のしたく」「洗濯」「買い物」「掃除」「育児」「介護」「家計の管理」などは圧倒的に女性の割合が多く、意識は少しずつ変わってきているが、実践はできていないというのが実態のようです。

人権問題として、夫婦や恋人、パートナー間での暴力（ドメスティック・

バイオレンス（以下DVという）、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント（以下セクハラという））があります。このような問題は、女性が被害者となる場合が多く、背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、主従関係など古くから残る社会構造に原因があると考えられますが、近年では男性の被害も増加傾向にあり、意識調査では「暴力をふるったことがある」と答えた人が、男性 7.2%、女性 2.1%でした。また、「暴力をふるわれたことがある」と答えた人が男性 0%に対し女性が 9.5%でした。

また、職場においては地位や優位な立場を利用した嫌がらせ（パワー・ハラスメント（以下パワハラという））も近年増加傾向にあり、意識調査では「職場でパワハラはない」という質問に対し「思わない」または「どちらかといえば思わない」と答えた人が男性 31.4%、女性 27.5%でした。

女性は、妊娠・出産のための仕組みが備わっています。このため、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が、身体や性に対する自己決定を行い、健康を享受する権利は、1995年に開催された第4回世界女性会議において、女性の基本的人権として位置づけられています。

課題1 男女平等のための啓発

固定的な役割分担意識は、長い間に培われ、日常生活の中に浸透しています。しかし、少子高齢化の中で豊かで活力あるまちを築いてゆくためには、性別にとらわれることなく、男女があらゆる分野に参画し、個性と能力を發揮していくことが欠かせないことです。

また、社会や家族のあり方が変化する中、社会生活・家庭生活をともに営む対等なパートナーとして認め合い、主体性を持った生き方をすることが大切です。特に男性は家庭への参画を、女性はエンパワーメント（力をつけること）をうながしていくことが必要です。

課題2 女性に対する暴力

DVは、現在深刻な社会問題になっています。住民意識調査からも、DVの認知経路として「テレビ等で見知っている」と答えた人が 83.6%もあり、関心の高さがうかがえます。また、「暴力をふるったことがある」「暴力をふるわれたことがある」など当事者や、「身近に当事者がいる」「うわさを耳にしたことがある」人がいるなど、早急な防止対策が求められています。

2 男女がともにいきいきと輝きながら暮らせるまちづくり

女性の社会進出は年々進んでいますが、「参画」までには至っていないのが現状です。日野町において、審議会等の女性委員の割合は男性に比べてかなり少ない実態があります。

この理由として住民意識調査によると、男女とも共通して「行政に関心のある女性が少ない」「女性は、家事・育児に支障をきたすので行政的活動に関

われない」が上位にあがっています。また、審議会への参加を求められた場合、「積極的に参加する」と答えた女性は 2.8%、男性は 4.4%と共に低く、社会参画に対する意識に大きな開きはなくなってきていると言えます。

また、学校教育以外の分野（家庭の中、職場、社会通念、法制度、地域活動）において、「男性優遇」「やや男性優遇」と思っている人を合せると過半数を超えています。そして、女性の方が全体的に「男性優遇」「やや男性優遇」と思っている人の割合が男性に比べて高く、女性と男性の意識のずれも見られます。地域においては、「自治会長など重要な役割は男性がする」といった性別による役割分担意識があります。

一方、家庭においては、男性の平日の家事労働時間は女性に比べてたいへん短く、女性は家事労働を負担に感じている人の割合が男性に比べて高くなっています。

課題1 政策決定の場への参画

豊かで活力あるまちづくりを進めていく上で、女性が今まで以上に政策決定の場に参画することは、極めて重要です。

しかし、これまでは、政治・行政における公職をはじめ、民間企業・団体などの活動も男性を中心とする社会システムであったといえます。これからは、女性自身、社会を担う一員としての自覚と責任をもつことを求められています。また、男性の理解と協力を促すとともに、女性を積極的に活用する措置（ポジティブ・アクション）も必要です。

課題2 男女共同参画の視点に立つ

「教育においては男女平等である」と言われています。住民意識調査でも 81.8%の人が学校教育において男女の差はないと答えています。しかし、男女別名簿や持ち物等の色分け、性別による進路指導の違いなど、隠れたカリキュラムとして男女差別が潜在していることもあります。

また、家庭や職場、社会通念においては、住民意識調査からも多くの人が男女間の格差を感じていることがわかります。核家族、単身者の増加などにより、家族形態や生活様式が変化しているにもかかわらず、これまでと同様に、家事・育児・介護は主に女性が担っています。

家庭生活は、女性だけがその責任を担うものではなく、家族が分担し支え合うことが必要です。子どもにとっても、家族の考え方や行動・生活習慣は、人間形成の上で大きな影響を与えます。お互いに尊重し合い、家庭内でも男女平等の意識を高めるよう努力することが大切です。

女性も男性もお互いに能力を活かし、多様な生き方を選択でき、心豊かに生活するためには、みんなが生活面・精神面・社会面において自立することが必要です。このためにも、男女共同参画の視点を学び、これまでの活動の見直しや幼児期から固定的役割分担意識にとらわれない教育のための創意工

夫をすることが必要です。

課題3 地域社会への参画

過疎化や核家族化の進行、生活圏の拡大により、地域社会における人々の結びつきが弱まってきています。地域活動にも積極的に参画できるような環境づくりや意識改革が必要です。

3 少子・高齢社会

日野町の近年における出生数は年間10人前後で推移しています。その原因として、住民意識調査では、「晩婚化や結婚しない人が増えている」「子育てや教育費にお金がかかる」「仕事と子育ての両立が難しい」をあげています。

日野町の高齢化率は、平成24年8月1日現在41.7%です。今後も増加の傾向がうかがえます。老後をどうすごしたいかについては、男性は「子どもや孫と同居」が41.9%、ついで「夫婦だけで暮らしたい」が24.3%、「子どもや孫の近くで別々に暮らしたい」が20.3%です。女性は「子どもや孫の近くで別々に暮らしたい」が40.2%、ついで「夫婦だけで暮らしたい」が21.6%、「子どもや孫と同居」が20.6%と続いています。上位3項目の順位や割合の違いなど、男女間の意識の格差がみられます。

また、高齢者が増えるとともに、介護の必要な高齢者も増えています。介護をしてもらうとしたら、男性は「配偶者」とする人が58.1%、女性は28.4%、また、女性は「娘」を上げる人が18.6%となっています。施設を希望される人は男性17.6%、女性24.5%となっており施設を希望する人も増加しています。介護の現場は、妻、娘、息子の配偶者といった女性に支えられています。女性の社会進出が進む中、介護は社会サービス（施設・ヘルパー）の利用が増える傾向にあり、多様な設備やサービスが必要となっています。

意識調査においては「介護には体力があるので、男性も積極的に介護するほうがいい」と思う人が男性69.4%、女性74.3%と大半を占めており、ついで「介護される立場を考えると、女性のほうがよい」とする人が男性23.6%、女性16.8%となっています。

課題1 子育て支援

人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴ない、共働き家庭や一人親家庭の増加、核家族化が進んでいます。子どもたちが心豊かに健やかに成長していくためには、子育てを家庭のみならず地域社会全体で支援していくことが必要です。

また、これまで家庭において育児は主に女性の役割として位置づけられてきましたが、男女がお互いに協力しあい、責任を担うべきものであるという意識を高めることが大切です。そのための情報提供や機会づくりを進めることが必要です。

課題2 多様な福祉サービスの充実

男女がともに尊重され、一人の人間として自立し、生きがいのある生活を送るためには、家庭・社会生活の安定が不可欠です。そして、住みなれた土地で安心して暮らしていける社会をつくるのが大切です。

特に高齢者や障がい者が自立した生きがいのある生活を送られるようにするためには、自助努力に加えて周囲の協力、多様な制度の活用、福祉サービスなどの支援体制のネットワークづくりを強化することが必要です。

また、これまでは高齢者・障がい者の在宅介護は主に女性が担ってきましたが、これからは男性もふくめ、社会全体で支えてゆく体制づくりが必要です。さらに、若いときから老後への関心を深め、男女ともに生活を支えるという意識を培うことが必要です。

課題3 健康づくりの推進

超高齢社会の現在、生涯を通じて健康に過ごすことはみんなの願いです。しかし、加齢による体力の衰え、生活習慣病の増加、ストレスから発生する新しい病気等、健康への不安が広がっています。

家族の健康管理は女性に委ねられてきましたが、健康で豊かな生活を送るためには、女性も男性も栄養や食事、生活習慣に配慮しながら、スポーツなどによる体力づくりを進めるなど、主体的に健康管理を行なうことが大切です。町民が自立した一人の人間として、心豊かに生きるために、健康に関する啓発や情報の提供、相談体制を充実させていくことが必要です。

4 女性の就労・労働

農林業や自営業に従事している女性は、貴重な担い手となり、地域の活性化に大きく貢献しています。しかし、経営や事業運営の方針決定は男性中心におこなわれることが多いのが現状です。

また、第二次産業、第三次産業に従事している女性についても、職場と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の問題や、扶養手当や税金控除を考慮してパート労働に留めている人などが少なくありません。

女性の就業に関する考え方は、結婚・出産を機に仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び働くという傾向にあります。つまり、女性が就業する上で結婚、出産・育児が大きな問題となっているのです。しかし、再就職にあたっては、勤務時間、休日、勤務内容等の望む条件にかなった職場が少ないのが現状です。

男女雇用機会均等法では、募集採用、配置、昇進などにおいて男女の差別を禁止しています。しかし、実際には女性の雇用は依然としてきびしく、正社員雇用とならない女性も多いのが現状です。また、配置についても、「女性は補助業務」という職場も多く、必ずしも女性の能力が活かされているとは

いえません。

課題1 働きつづけるための環境整備

働くことは、個人として経済的自立を可能とするとともに、自己実現を目指すことであり、納税や仕事を通じての社会貢献にもなります。労働の場において個性と能力を十分に発揮するためには、男女共に均等に機会が与えられ、個人の能力や意欲による公正な評価、適正な処遇を与えられることが大切です。

また、仕事と家庭の両立において、家事や育児、介護は女性の役割として考えられ、その負担の大きさは、女性が働きつづける上で大きな障害となっています。さらに、男女を問わず、人間らしく生きていくためには、長時間労働などの実態も見直す必要があります。

男女が、共に家庭責任を果たし、仕事と家庭の両立が図れるよう、男性に対しては積極的な家事参画を促すとともに、育児・介護休業制度などの普及促進や、次の世代を担う子どもたちの健全育成を考えた子育て支援体制を整備充実させることが必要です。

課題2 農林業・自営業におけるパートナーシップ

農林業や自営業に従事している女性の労働に対する適正な評価が必要です。また、経営や事業運営、組合等の委員・役員への就任など、方針決定過程への参画の促進も必要です。

課題3 能力開発のための情報提供と支援

男女がともに平等に生きていくためには、女性の経済的自立が保障されることが大切です。最近の出生率の低下や急激な高齢化の進展に伴い、労働力不足も懸念されます。このような状況に対応するための方法の一つとして、女性の能力の活用があげられます。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の施行により、女性の雇用機会の均衡や労働条件には一定の進展が見られます。しかし、まだ「女性は職業意識が低い」というような偏見や、育児・介護を理由にやむをえず退職しなければならないなど、男性に比べキャリア形成がしにくい状況にあります。

また、男女労働者間に生じている事実上の格差解消を図り、女性労働者がその能力を発揮するためには、その職業能力を高めていくことが必要です。

そのため、女性の就業機会の拡大を図ると共に、女性の意欲や能力を十分に発揮できるよう地域社会の意識改革を図り、各種研修等への積極的参加を呼びかけることが必要です。

日野町版体系図

基本目標	重点目標	施策の方向	
1. すべての人の 人権が尊重される まちづくり	(1)自分らしく生きるための 意識改革	①男女共同参画の理解を広げる 広報・啓発	
		②職場・地域などにおける広報・啓発	
		③法令の周知や相談体制の整備	
	(2)学習機会の提供	①男女共同参画の視点に立った 学習機会の提供	
		②男女共同参画リーダーの養成	
		③生涯学習や学校教育における 学習機会の充実	
	(3)男女間における あらゆる暴力の根絶	①男女間の暴力をなくすための啓発	
		②相談窓口の周知	
		③セクシャル・ハラスメントやパワー・ ハラスメント防止対策の推進	
	(4)誰もが安心して暮らせる まちづくり	①多様な生き方に対応した子育て支援 体制の充実	
		②一人親家庭等生活困難者に対する支援	
		③高齢者等が安心して暮らせる 環境の整備	
		④障がい者が自立した生活ができる 環境の整備	
	2. あらゆる場面に 参画できる まちづくり	(1)政策・方針決定への 男女共同参画	①議会への女性の参画促進
			②各種委員会・審議会への女性の 参画促進
			③各種団体役員への女性の参画要請
(2)男女共同参画の視点に 立った社会通念の確立		①家庭・地域・職場の慣行の見直し	
		②広報・リーフレットを活用した啓発	
(3)家庭・地域における 男女共同参画の促進		①男女の固定的性別役割分担是正の ための広報・啓発	
		②地域・ボランティア活動での 男女共同参画の推進	
		③男性が理解できる男女共同参画の促進	
3. 安心して働ける まちづくり		(1)ワーク・ライフ・バランス の推進	①仕事と生活の調和について 理解の促進、取組み支援
	②地域の子育て・介護支援体制の整備		
	(2)農林業・自営業における 女性の参画促進	①方針決定への女性の参画促進	
		②交流ネットワークの形成	

基本計画

基本目標 1 すべての人の人権が尊重されるまちづくり

1 自分らしく生きるための意識改革

日本国憲法には、男女平等の理念がうたわれ、男女平等に向けた法的取組みがなされてきました。しかし、現実には男女の固定的役割分担意識が残っています。男女がそれぞれの人権を互いに尊重し合い、一人の人間として主体的に生きることのできる社会を現実のものとするために、意識改革やジェンダー(文化的・社会的に造られた性差)にとらわれない環境づくりが必要です。

- ①男女共同参画の理解を広げる広報・啓発
 - ・ 広報ひの、ホームページなどを利用した啓発
 - ・ 啓発資料の配布（リーフレットの作成）

- ②職場・地域などにおける広報・啓発
 - ・ 学校だより等を利用した啓発
 - ・ 町内事業所向け啓発資料の作成

- ③法令の周知や相談体制の整備
 - ・ 相談場所の情報提供
 - ・ 心配ごと相談・困りごと相談等の周知

具体的取組み

- ・ 相談窓口等を明記したパンフレットの作成
- ・ 男女共同参画啓発標語を公募し、ゴミカレンダー等に掲載する

2 学習機会の提供

男女平等を実現するためには、学校、家庭、地域、職場などにおいての人権尊重や男女平等に関する教育が不可欠です。性差別のない個人が尊重される社

会をつくるためには、子どもの頃からジェンダーにとらわれない教育が必要です。特に学校教育、家庭教育の果たす役割は大きなものがあります。

また、男性の意識改革のための学習機会の充実、男女共同参画社会を築くために重要なものとなります。男性が積極的に参加できる研修を通じて、男女共同参画を推進していくことが必要です。

- ①男女共同参画の視点に立った学習機会の提供
 - ・家庭学習教材の充実
 - ・男女共同参画をテーマとした標語コンクールの実施
- ②男女共同参画リーダーの養成
 - ・県内・県外への派遣
 - ・女性団体の育成
- ③生涯学習や学校教育における学習機会の充実
 - ・生涯学習講座・公民館サークル等への参加促進
 - ・生涯スポーツの普及・振興
 - ・男女共同参画の視点に立った学校教育の実施

具体的取組み

- ・図書、ビデオ等資料の充実
- ・人権学習会にテーマの一つとして提案
- ・PTA、おしどり学園、社会教育の場での学習機会の提供
- ・学校教育現場における男女共同参画の視点に立った指導・教育の徹底

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず人権を侵害する重要な問題であり、男女共同参画を推進するうえで克服すべき重要な課題です。特に、身近な家庭内での暴力が潜在化し深刻化しやすい特性があるため、暴力をなくすための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい社会環境をつくっていくことが必要です。

- ①男女間の暴力をなくすための啓発
 - ・広報ひのを利用した啓発

- ・研修会の開催
- ・性の商品化防止の教育と啓発
- ②相談窓口の周知
 - ・女性に対する暴力の相談窓口の周知
- ③セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント防止対策の推進
 - ・セクハラ・パワハラ防止のための研修会の実施

具体的取組み

- ・相談窓口の充実
- ・周知を図るためにパンフレットの作成

4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

核家族化や働く女性の増加など、保育サービスの充実や子育て支援体制の整備を求める声が高くなっています。日野町でも、急速な少子化が進み、子どもの数が年々減少しています。このような中で、育児の孤立化、地域での人間関係の希薄化が問題となっており、子ども同士、親同士、地域とのふれあいを図る交流が求められています。

子育てに対する負担感を緩和し、安心して子育てできる環境の整備が必要です。また、一人親家庭については、子どもの養育のことや、経済的な面での不安を抱えることも少なくありません。経済的・社会的自立を促進するための施策の充実が必要です。

高齢者の介護や障がい者への対応は、女性が担う場合が多く、女性への負担割合が大きくなっています。「介護などは女性がやるもの」といった固定的役割分担意識が根強く残っています。

単身高齢者、高齢者のみの世帯が年々増えていく中で、高齢者がいきいきと自宅で暮らせる環境づくりが大切です。

- ①多様な生き方に対応した子育て支援体制の充実
 - ・低年齢児保育の促進
 - ・多様な保育サービスの実施と周知
 - ・障がい児保育の充実
 - ・子育て支援の充実

- ②一人親家庭・生活困難者等に対する支援
 - ・生活支援体制、制度の充実

- ③高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
 - ・介護予防事業の充実
 - ・福祉、介護等における相談窓口の充実
 - ・介護技術講座の充実
 - ・生涯学習講座の充実
 - ・老人クラブの充実
 - ・単身高齢者世帯の見守り体制の充実

- ④障がい者が自立した生活ができる環境の整備
 - ・障がい者福祉の充実
 - ・障がい者施設等との連携

具体的取組み

- ・おひさまひろばの取組み充実
- ・おしどり学園等生涯学習の充実
- ・ぼかぼか教室の充実
- ・ふれあいサロンの充実

基本目標2 あらゆる場面に参画できるまちづくり

1 政策・方針決定への男女共同参画

多様な意見を町政へ反映するため、政策・方針決定過程への女性の参画は不可欠です。日野町では女性の委員会や審議会への参画が遅れており、町をあげての取り組みが必要です。

- ①議会への女性の参画促進
 - ・講習会、研修会の開催等による啓発

- ②各種委員会・審議会への女性の参画促進
 - ・女性人材バンクの創設

- ・女性の登用率の向上

③各種団体役員への女性の参画要請

- ・各種団体への女性参画働きかけ

具体的取組み

- ・委員会・審議会において、平成28年度までに男女どちらかの委員の性が30%を下回らない
- ・各種団体へ女性参画の要請を行う

2 男女共同参画の視点に立った社会通念の確立

家庭、地域、職場においては、「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な意識が残っています。地域の活動、冠婚葬祭等さまざまな機会に不合理な性別役割分担が存在しています。男女が共に参画してまちづくりを進めていくためには、それら古い慣習についての見直しを図ることが必要です。

①家庭・地域・職場の慣行の見直し

- ・固定的性別役割分担是正のための意識啓発
- ・男女共同参画講演会、研修会の実施

②広報・リーフレットを活用した啓発

- ・各種研修会等で活用できる男女共同参画リーフレットの作成

具体的取組み

- ・地域の行事等、男女を問わず参加を図る

3 家庭・地域における男女共同参画の促進

男女が共同で地域活動を行うための、環境整備をはかる必要があります。とりわけ男性は職場中心の生活に偏りがちです。家庭をはじめ地域社会との結びつきが希薄であったり、家事などの日常生活面での自立ができていないなどの問題があります。これまで女性が主に担ってきた家事・育児・介護などの家庭責

任を男女が共に担うよう、推進していく必要があります。

- ①男女の固定的性別役割分担是正のための広報・啓発
 - ・男女共同参画意識調査の定期的な実施
- ②地域・ボランティア活動での男女共同参画の推進
 - ・地域活動への住民参画支援
 - ・ボランティアリーダーの養成、活動支援
- ③男性が理解できる男女共同参画の促進
 - ・男性を対象とした生活自立促進のための学習機会の充実

具体的取組み

- ・男性のための料理講習会等の開催

基本目標3 安心して働けるまちづくり

1 ワークライフバランスの推進

少子・高齢社会及び核家族化が進む中、仕事と家庭生活（家事、育児、介護等）を両立させることは、大変なことです。こうした状況をふまえ、男女が共に家庭責任を担い、職場や地域全体がこれを支援していく必要があります。

- ①仕事と生活の調和について理解の促進、取組み支援
 - ・町内事業所に対する啓発
- ②地域の子ども・高齢者見守り体制の整備
 - ・放課後児童クラブ等の活用
 - ・地域の高齢者の見守り

具体的取組み

- ・育児・介護休業制度の周知を図る
- ・子育て・親育て、高齢者の見守りのためのネットワーク作り

2 農林業・自営業における女性の参画促進

女性は、農林業従事者の過半数を占めるなど、農林業の重要な担い手です。男女を問わず、自己の能力を十分に発揮し、方針決定過程に参画できる社会を現実のものとするために、男女の意識改革や技術の向上を図ることが必要です。

また、近年農産物加工について、活発な活動が行われています。これらを基に、地域の活性化を図る必要があります。

①方針決定への女性の参画促進

- ・町内各団体への女性登用要請

②交流ネットワークの形成

- ・農産物加工を通じた交流促進
- ・町内イベント等を通じた団体間交流の促進
- ・後継者育成

具体的取組み

- ・自営業においても家族経営協定の促進

日野町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日野町における男女共同参画社会づくりを目指し、日野町男女共同参画プランを策定するため、日野町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、日野町男女共同参画プランを策定するために必要な事項を所掌する。

(委員)

第3条 委員会は、委員16名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるものから町長が委嘱する。

(1) 各種団体代表

(2) 一般公募者

(3) その他、町長が特に必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、日野町男女共同参画プラン策定の審議が終了するまでとする。

(組織)

第5条 委員会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

日野町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	佐々木 周 子	男女共同参画推進会議ひの
副 会 長	佐 野 秀 樹	日野中学校 P T A
委 員	生 田 公 恵	男女共同参画推進会議ひの
〃	生 田 安 子	男女共同参画推進会議ひの
〃	福 谷 美 幸	日野町商工会女性部
〃	長谷川 百 子	鳥取西部農協女性会日野支部
〃	杉 原 和 江	日野町社会福祉協議会
〃	生 田 秀 正	日野町老人クラブ連合会
〃	坂 本 環	日野中学校 P T A
〃	谷 口 八 千 代	黒坂小学校 P T A
〃	稲 田 い ず み	日野町教育委員会

第2次日野町男女共同参画プラン

策定 平成25年3月
発行 日野町
編集 日野町企画政策課

〒689-4503

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

TEL 0859-72-0332 FAX 0859-72-1484

E-mail kikaku@town.hino.tottori.jp